



市 章

大津市公報

平成 25 年 3 月 22 日
号 外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程	
2	大津市指定ガス工事店規程の一部改正..... 1
教育委員会規則	
3	大津市通学区審議会規則..... 5
4	大津市スポーツ推進審議会規則..... 5
5	大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則..... 6
6	大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 7

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第 2 号

大津市指定ガス工事店規程 (平成19年企業局管理規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月22日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第12条第 3 項中「社団法人日本ガス協会」を「一般社団法人日本ガス協会」に改める。

第14条第 1 項第 1 号中「実務」の次に「(施行(図面の作成を含む。)及び監督(補助を含む。)の経験(指定ガス工事店におけるものに限る。)をいう。以下同じ。)」を加え、同項第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「10年」の次に「(試験の日前 2 年以内に受験講習会(第15条の 2 第 1 項に規定する受験講習会をいう。同項を除き、以下同じ。)の課程を修了した者にあつては、 5 年)」を加え、同号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

前年度に実施された外管責任技術者に係る試験の筆記試験に合格した者

第14条第 1 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士の資格を有し、外管工事の実務に 3 年以上従事した経験を有する者

第14条第 2 項各号列記以外の部分中「該当する者で」を「該当する者(第 2 号から第 4 号までに掲げる者にあつては)に、「もの」を「者に限る。)」に改め、同項第 4 号を同項第 7 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

外管工事の実務に 10 年(試験の日前 2 年以内に受験講習会の課程を修了した者にあつては、 5 年)以上従事した経験を有する者

前年度に実施された外管工事士に係る試験の筆記試験に合格した者

第14条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

外管責任技術者の資格を有する者

第15条第 4 項中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

甲種ガス主任技術者又は乙種ガス主任技術者の資格を有する者で、試験の日前 2 年以内に受験講習会の課程を修了したもの 外管責任技術者及び外管工事士の筆記試験

前年度に実施された外管責任技術者に係る試験の筆記試験に合格した者 外管責任技術者の筆記試験

前年度に実施された外管工事士に係る試験の筆記試験に合格した者 外管工事士の筆記試験

第15条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 公営企業管理者は、不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた者に対して、その試験を受けることを禁止し、又は既に受けた当該試験を無効とすることができる。

第15条の次に次の 1 条を加える。

(受験講習会)

第15条の 2 公営企業管理者は、試験を受けようとする者に必要な知識及び技能を習得させることを目的とする受験講習会を毎年 1 回開催する。ただし、公営企業管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 受験講習会を受講しようとする者は、受験講習会受講申込書(様式第13号)に、公営企業管理者が必要と認

める書面を添付して、公営企業管理者に提出しなければならない。

- 3 外管責任技術者の資格を有する者及び第14条第3項各号のいずれかに該当する者は、受験講習会を受講することができない。
- 4 公営企業管理者は、受験講習会の課程を修了した者に対して、受験講習修了証を交付する。
- 5 受験講習会に係る受講手数料は、大津市手数料条例の定めるところによる。
- 6 修了認定の基準その他受験講習会について必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

第16条第2項中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条第5項中「様式第14号」を「様式第15号」に改める。

第17条中「様式第15号」を「様式第16号」に改める。

第18条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

試験の申込み又は当該試験において、不正の行為をしたことが明らかとなったとき。

様式第11号中「申し込みます。」の次に「なお、この申込みに関して不正の行為をしたことが明らかとなった場合は、受験を停止され、又はその試験を無効とされても、一切異議を申し立てないことを誓約します。」を加える。

様式第12号中

「 1 所持する資格

資 格 名		取得年月日
1		
2		
3		

を

「 1 受験資格

	外管責任技術者に係る試験	外管工事士に係る試験
受験資格	1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの 1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの 外管工事の実務に10年以上従事した経験を有する者 外管工事の実務に5年以上従事した経験を有する者で、試験の日前2年以内に受験講習会の課程を修了したも 前年度に実施された外管責任技術者に係る試験の筆記試験に合格した者	外管責任技術者の資格を有する者 第1種内管工事士又は第2種内管工事士の資格を有する者で、外管工事の実務に1年以上従事した経験を有するもの 1級配管技能士の資格を有する者で、外管工事の実務に1年以上従事した経験を有するもの 液化石油ガス設備士の資格を有する者で、外管工事の実務に1年以上従事した経験を有するもの 外管工事の実務に10年以上従事した経験を有する者 外管工事の実務に5年以上従事した経験を有する者で、試験の日前2年以内に受験講習会の課程を修了したも 前年度に実施された外管工事士に係る試験の筆記試験に合格した者
資格取得年月日		

に、

「指定ガス工事店名」を「第1種指定ガス工事店名」に、

「（証明者）事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

（証明者）事業者所在地

「証明者（現在所属する指定ガス工事店）」

事業者名称	を	所在地	
代表者氏名		名称	
(証明者) 事業者所在地		代表者氏名	」
事業者名称			
代表者氏名	」		

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 受験資格の欄は、該当する にレを記入すること。
- 2 外管工事の実務とは、外管工事の施行（図面の作成を含む。）及び監督（補助を含む。）の経験（指定ガス工事店におけるものに限る。）をいう。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第13号を様式第14号とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号 (第15条の2関係)

受付

申込年月日 年 月 日

受験講習会受講申込書

(宛先)

大津市公営企業管理者

受験講習会を受講したいので、大津市指定ガス工事店規程第15条の2第2項の規定に基づき申し込みます。

フリガナ 氏 名	印	〔注意事項〕 ・ 6か月以内に撮影したもの ・ 無帽、無背景 ・ 正面・上半身 ・ 写真裏面に氏名を記入	写真貼付 縦30ミリメートル × 横24ミリメートル
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生			
現住所 (〒)	電話 ()		
勤務先	代表者 印		
所属する指定ガス工事店 (勤務先と同じ場合は省略)	代表者 印		

所有資格
(該当する資格が有る場合に をすること。)

外管責任技術者
外管工事士

太枠内は記入しないでください。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市通学区域審議会規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第 3 号

大津市通学区域審議会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市通学区域審議会 (以下「審議会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。
市立学校の通学区域に関すること。

前号に掲げるもののほか、市立学校の通学区域の適正化に関し、教育委員会が必要と認めること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 5 人以内

市民団体から選出された者 1 人

教育関係団体から選出された者 3 人

教育委員会が指名する市職員 3 人

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市スポーツ推進審議会規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第 4 号

大津市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第 3 条 条例第3条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2人以内

市民団体から選出された者 3人以内

スポーツ関係団体から選出された者 6人以内

関係事業者から選出された者 2人以内

教育委員会が行う委員の公募に応募した市民 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、第1項第5号の委員を除き、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局市民スポーツ課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則を公布する。

平成25年3月22日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第5号

大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則

大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)の規定に基づき教育委員会が行う指定管理者の指定の手続等については、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成25年規則第24号)の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 大津市立公民館の管理運営に関する規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条から第10条までを削る。

(大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則の一部改正)

第 3 条 大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則 (昭和 52 年教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 7 条までを削る。

(大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部改正)

第 4 条 大津市市民プールの管理運営に関する規則 (平成 16 年教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 8 条までを削る。

(大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正)

第 5 条 大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則 (平成 18 年教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 7 条とする。

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第 6 号

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則 (昭和 61 年教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「第 2 条から前条まで」を「前 3 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とする。

別表第 1 中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

別表第 3 中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。